




川崎市感染症在宅療養患者等支援事業

支援の実施手順

川崎市役所 健康福祉局
地域包括ケア推進室 医療・介護連携担当



支援開始までの流れ

① 相談

区役所から支援の提供について、ご相談が入ります。

② 支援の調整

区役所から対象者に関する情報と指示書を作成する医療機関・医師名、療養・健康観察の予定期間をお伝えしますので、支援を実施することが可能か調整をお願いします。

訪問可能となった場合は、区役所から実施通知書と廃棄物マニフェストをお送りします。

※実施通知書等は訪問開始後に送付される場合もございます。

③ 初回訪問

初回は、可能な限り、指示書を作成する医師と同時に訪問をできるよう日程調整します。

支援中の対応

④ 定期訪問開始（療養最終日まで）

健康観察項目に沿って、患者等の状況を観察・評価するとともに相談に応じてください。

※患者の状況によっては、療養最終日まで待たずに支援終了になる場合もございます。

⑤ 支援結果の報告

毎訪問終了後、観察評価の結果を区役所衛生課へお電話にて報告してください。

対象者の状況によって、医療的な判断や相談をしたい場合は、指示書を作成した医師へ報告してください。

※入院が必要な場合の対応※

日中：区役所衛生課へ相談

夜間：療養患者の緊急相談窓口

支援終了時の対応

⑥ 再訪問

使用済みの防護服等は、療養・健康観察期間終了後に、対象者の自宅まで専門業者が回収に伺います。その際に同席いただくとともに、体調の最終確認を実施してください。

※回収希望日時につきましては、支援開始時に地域包括ケア推進室へご相談ください。業者と日程を調整いたします。

⑦ 支援後の書類提出

実施報告書（様式第9号）、請求書（様式第10号）を作成し、実施通知書の写しと併せて、地域包括ケア推進室へご提出ください。

様式第10号の請求内訳	内容
訪問看護費1	看護師が健康観察・療養支援に1回行うごとに算定する。
訪問看護費2	看護師による療養上の世話を実施した場合に算定する。
訪問看護費開始時加算	1件につき1回算定をする。
訪問看護費特別加算	看護師が感染をした場合に算定をする。
訪問介護費	ホームヘルパー等による介護をした場合に算定する。
訪問介護費特別加算	ホームヘルパー等が感染をした場合に算定する。
療養生活支援費	療養上の世話に必要な物品等を購入した場合に算定する。（上限2万円）

訪問の実際のイメージ

訪問開始から終了までの例

支援の調整	1日目	2日目	3日目		療養最終日		廃棄物回収日
支援を実施する初回の日程を調整	初回訪問 ※医師と看護師による同行訪問	訪問看護師による定期訪問					再訪問

報告書、請求書の作成提出

※産業廃棄物の回収日を調整

健康観察項目を確認し、毎日衛生課へ報告を実施。